

別表十六（三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、鉱業用減価償却資産及び鉱業権について旧生産高比例法又は生産高比例法により償却額を計算する場合に記載します。この場合、措置法又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）による特別償却を行うものについても、この明細書により記載しますので、御注意ください。
なお、措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を別紙に記載し、添付してください。
- 2 連結法人については、適用を受ける連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 3 この明細書は、「法人税申告書・地方法人税申告書の記載の手引」の別表十六(一)又は別表十六(二)の相当欄に準じて記載するほか、次により記載します。
 - (1) 減価償却に関する明細書の提出について、令第63条第2項《減価償却に関する明細書》若しくは法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》（令第63条第2項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合の令第63条第2項の規定による合計表による場合又は規則第27条の14後段《期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式》（規則第37条第3項《個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用》において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合の規則第27条の14の規定による合計表による場合にもこの表の書式により記載します。この場合、「構造2」から「事業の用に供した年月5」まで、「償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額9」から「積立金の期中取崩額11」まで、「損金に計上した当期償却額13」、「前期から繰り越した償却超過額14」、「鉱山の命数16」から「経済的採掘可能数量19」まで、「残存価額21」、「差引取得価額×5%22」、「鉱量1トン当たり償却金額24」、「鉱量1トン当たり償却金額28」、「翌期への繰越額の内訳」の「45」及び「46」の各欄の記載を要しません。
 - (2) この明細書は、種類等及び耐用年数の異なるごとに別行（当中途で事業の用に供したものについても別行とします。）に記載し、その種類等及び採掘予定年数の同じ資産については、その合計額により記載します。
なお、特別償却の適用を受ける資産は、他の資産と区分して別行に記載してください。
 - (3) 「種類1」、「構造2」及び「細目3」には、減価償却資産の耐用年数省令別表第一から別表第三まで及び別表第五に定める種類、構造及び細目に従って記載しますが、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号を「構造2」に記載してください。
 - (4) 当期以前の各事業年度又は各連結事業年度において令第57条第1項《耐用年数の短縮》の承認を受けた減価償却資産（平成23年4月1日以後に開始する事業年度又は連結事業年度において平成23年6月30日以後にその承認を受けた場合のその承認に係る減価償却資産に限ります。）については、その承認を受けた日の属する事業年度又は連結事業年度の別表十六(三)「8」の金額から同表「15」の金額を控除した金額を「差引取得価額8」の欄の上段に内書として記載してください。この場合には、「旧生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額23」及び「生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額27」の各欄は、その内書として記載した金額を「8」から控除して計算してください。
 - (5) 「経済的採掘可能数量19」には、原則として鉱業を開始した日におけるその鉱区の採掘可能の見積数量を記載しますが、鉱業を開始した後に鉱業権以外の鉱業用減価償却資産を事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日以後のその鉱区の採掘可能の見積数量を記載します。
 - (6) 「当期産出鉱量20」には、当期において採掘された鉱量を記載します。この場合、当中途で事業の用に供したものについては、その事業の用に供した日以後の採掘鉱量を記載します。
 - (7) 「差引取得価額×5%22」には、坑道以外の有形減価償却資産について記載します。
 - (8) 「算出償却額25」には、それぞれ次の算式により計算した金額を記載します。
イ 「15」－（「20」×「24」）＞「22」となる場合

$$\frac{((20) \times (24))}{(20) \times (24)} \text{又は} \frac{((15) - (22))}{(20) \times (24)}$$
 - ロ 「15」－（「20」×「24」）≤「22」となる場合

$$\frac{((20) \times (24))}{(20) \times (24)} \text{又は} \frac{((15) - (22))}{(20) \times (24)}$$
 - (9) 「算出償却額26」の記載については、次によります。
イ 分子の空欄には、当期の月数を記載します。
ロ 計算した金額が「15」から1円を控除した金額を上回る場合には、その上回る部分の金額を控除した金額を記載します。
 - (10) 「算出償却額29」は、計算した金額が「15」から1円を控除した金額を上回る場合には、その上回る部分の金額を控除した金額を記載します。
 - (11) 「当期分の償却限度額」の各欄は、次により記載します。
イ 「租税特別措置法適用条項31」には措置法又は震災特例法による特別償却又は割増償却の規定の適用を受ける場合にその条項を記載し、同欄の括弧の中には、その特別償却又は割増償却の割合を記載します。なお、震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合にあっては、同欄中「租税特別措置法」とあるのは、「震災特例法」として記載します。
ロ 「特別償却限度額32」の外書には、措置法第52条の3《準備金方式による特別償却》又は第68条の41《準備金方式による特別償却》の規定の適用を受ける場合にその金額を記載します。
ハ 「特別償却限度額32」又は「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額33」の各欄は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ記載します。
 - (イ) 「30」に「25」の金額が記載されている場合 「32」又は「33」の各欄は、「15」の金額から「22」の金額及び「25」の金額を控除した金額を限度として記載します。
 - (ロ) 「30」に「26」の金額が記載されている場合 「32」又は「33」の各欄は、記載する必要はありません。
 - (ハ) 「30」に「29」の金額が記載されている場合 「32」又は「33」の各欄は、「15」の金額から「29」の金額及び1円を控除した金額を限度として記載します。
 - (12) 当期前の各事業年度若しくは各連結事業年度において期末評価換え等（令第48条第5項第3号《減価償却資産の償却の方法》に規定する評価換え等（以下「評価換え等」といいます。）のうち同項第4号に規定する期中評価換え等（以下「期中評価換え等」といいます。）以外のものをいいます。）が行われた鉱業用減価償却資産又は当期以前の各事業年度若しくは各連結事業年度において期中評価換え等が行われた鉱業用減価償却資産については、次により記載します。
イ 評価換え等によりその帳簿価額が増額された金額を「取得価額又は製作価額6」の外書に記載します。この場合、「差引取得価額8」は、当該外書として記載した金額を「6」に含めて計算します。
ロ 「同上の期間内における採掘予定数量18」、「経済的採掘可能数量19」、「旧生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額(8)－Q1)23」及び「生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額(8)27」の各欄は、それぞれ「同上の期間内における採掘予定数量（評価換え等が行われた事業年度又は連結事業年度終了の日以前の期間（当該評価換え等が期中評価換え等である場合には、当該期中評価換え等が行われた事業年度又は連結事業年度開始の日前の期間）内における採掘数量を控除した数量）18」、「経済的採掘可能数量（評価換え等が行われた事業年度又は連結事業年度終了の日以前の期間（当該評価換え等が期中評価換え等である場合には、当該期中評価換え等が行われた事業年度又は連結事業年度開始の日前の期間）内における採掘数量を控除した数量）19」、「旧生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額（評価換え等の直後の帳簿価額）－Q1)23」及び「生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額（評価換え等の直後の帳簿価額）27」として記載します。
 - (13) 「前期からの繰越額38」には、当該鉱業用減価償却資産について法第31条第5項《減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法》に規定する満たない部分の金額がある場合は、当該満たない部分の金額を外書します。この場合、「償却不足によるもの39」、「積立金取崩しによるもの40」及び「差引合計翌期への繰越額41」の各欄は、当該外書として記載した金額を「38」に含めて計算します。